

平成 28 年 11 月 3 日

株主各位

東京都新宿区下落合三丁目 22 番 18 号
ゴールドシティ株式会社
代表取締役社長 金子卓也

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 28 年 10 月 28 日開催の取締役会において、平成 28 年 11 月 19 日をもって当社普通株式 1 株を 1,000 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 28 年 11 月 18 日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の定めに基づき、平成 28 年 11 月 19 日をもって当社定款第 6 条の発行可能株式数を 100,000 株から 2,400,000 株に変更することと会社法第 191 条の規定に基づく単元株式数（100 株単元）の採用を併せて決議いたしましたのでお知らせいたします。

以上